

(証券コード 6785)  
平成27年9月9日

株 主 各 位

長野県須坂市大字小河原2150番地1  
株 式 会 社 鈴 木  
代表取締役社長 鈴 木 教 義

## 第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年9月24日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成27年9月25日（金曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 長野県須坂市大字須坂344番地1<br>須坂ショッピングセンター内3階 光臨閣<br>(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第46期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第46期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項         |  |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案           | 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件  |
| 第4号議案           | 監査等委員である取締役3名選任の件  |
| 第5号議案           | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件   |
| 第6号議案           | 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件  |
| 第7号議案           | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件  |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.suzukinet.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策等を背景とした円安、株高傾向の継続により企業収益や雇用情勢に改善が見られ緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外経済においては、米国経済の回復と欧州経済の持ち直しにより総じて回復基調で推移しましたが、中国をはじめとする新興国経済に鈍化傾向が見られました。

当社グループにおいては、主力の部品セグメントで民生向けのコネクタ用部品はスマートフォンやタブレットPC向けの高需要が継続し好調に推移しました。また、自動車電装向け部品も引き続き堅調に推移しており、これに関連した金型セグメントも同様の傾向となりました。機械器具セグメントにおきましても医療器具、各種自動機ともに堅調に推移しました。

このような環境のなか、当社グループは金型技術再構築、業界トップの部品量産技術構築を経営目標に掲げ、従来より取り組んできた各施策を強化推進してまいりました。また、国外への事業展開については、中国子会社の受注品目拡大を含めた再構築を進めてまいりました。インドネシアの子会社では、工場の完成および機械設備の搬入等が完了し、稼働に向けての準備が整いました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は223億5千5百万円（前連結会計年度比14.9%増）、営業利益は11億3千3百万円（同42.1%増）、為替相場の変動により海外子会社への貸付金に対する為替差益等1億8千2百万円を営業外収益に計上したことなどにより経常利益は13億7千6百万円（同51.2%増）、当期純利益は5億8千4百万円（同139.7%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(a) 金型

自動車向け、電子機器向け金型を主軸として販売してまいりました。自動車向け金型は、引き続き市場の好調を背景に堅調な結果となりました。電子機器向け金型も市場を牽引しているスマートフォンやタブレットPC向けを中心に伸ばしました。

その結果、売上高は15億5千9百万円（前連結会計年度比15.9%増）、セグメント利益は2億3千8百万円（同69.1%増）となりました。

(b) 部品

電子機器向け部品、自動車電装向け部品を主軸として販売してまいりました。電子機器関連は、スマートフォンやタブレットPC向けが引き続き好調を維持しましたが、競争激化による価格下落が懸念材料です。自動車電装向け部品は一時的な調整はあったものの、市場の高需要に支えられ堅調な結果となりました。中国の連結子会社は、円安による現地引合いの減少などで足元は厳しい状況ですが、商品構成の再構築を進めているなかで良化の過程にあります。インドネシアの連結子会社は、工場の完成と機械設備の搬入等が完了して稼働に向けての準備が整い、得意先の工場認定等の手続きを進めている段階です。

その結果、売上高は175億8千1百万円（同13.9%増）、セグメント利益は12億3百万円（同16.3%増）となりました。

(c) 機械器具

各種自動機、医療器具を主軸として販売してまいりました。専用機は車載関連、医療関連、半導体関連ともに好調な結果となりました。医療器具は、得意先からのプライスダウン要請や一部製品の需要減少等があったものの内部改善等の効果により堅調な結果となりました。

その結果、売上高は32億4百万円（同20.5%増）、セグメント利益は5億3千6百万円（同31.5%増）となりました。

(d) その他

賃貸事業、売電事業を行っております。売上高は1千万円（同44.3%増）、セグメント利益は3千4百万円（同26.5%増）となりました。

## 事業別売上高の推移

| 区分      | 第 45 期     |       | 第 46 期<br>当連結会計年度 |       | 前連結会計<br>年度比増減 |
|---------|------------|-------|-------------------|-------|----------------|
|         | 売上高        | 構成比   | 売上高               | 構成比   | 売上高            |
|         | 千円         | %     | 千円                | %     | 千円             |
| 金 型     | 1,345,490  | 6.9   | 1,559,465         | 7.0   | 213,974        |
| 部 品     | 15,441,275 | 79.4  | 17,581,662        | 78.6  | 2,140,387      |
| 機 械 器 具 | 2,659,446  | 13.7  | 3,204,327         | 14.3  | 544,880        |
| そ の 他   | 7,079      | 0.0   | 10,212            | 0.0   | 3,133          |
| 合 計     | 19,453,291 | 100.0 | 22,355,667        | 100.0 | 2,902,375      |

### ② 設備投資の状況

当社グループでは、電子電装部品業界の技術革新への対処や価格競争力の強化を図るため、生産性向上、省力化、合理化および精度向上を目的とした設備投資を実施しました。また、インドネシア共和国に設立した連結子会社PT. SUGINDO INTERNATIONALの工場建設および稼働に向けた設備投資を行い、当連結会計年度において22億6千1百万円の設備投資を実施しました。

金型においては、生産能力増強、精度向上のための金型パーツ加工用機械の増設、更新を中心に1億1千4百万円の設備投資を実施しました。部品においては、インドネシアの連結子会社の工場建設関連投資、生産能力増強のための国内工場の増床、成形機および周辺機器の増設、プレスおよび周辺機器の更新、自動車電装部品用の金型増設を中心に20億8千1百万円の設備投資を実施しました。機械器具においては、設計用ソフトウェアの増設、更新を中心に1千6百万円の設備投資を実施しました。その他においては、太陽光発電設備を中心に3千3百万円の設備投資を実施しました。

### ③ 資金調達の状況

設備投資の所要資金は、銀行借入および自己資金をもって充当しました。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                        | 第 43 期<br>(平成24年6月期) | 第 44 期<br>(平成25年6月期) | 第 45 期<br>(平成26年6月期) | 第 46 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年6月期) |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                 | 17,838,607           | 18,201,583           | 19,453,291           | 22,355,667                        |
| 経 常 利 益 (千円)               | 978,138              | 1,162,827            | 910,086              | 1,376,147                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)             | 347,446              | 512,306              | 243,958              | 584,765                           |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 28.05                | 41.36                | 19.70                | 47.21                             |
| 総 資 産 (千円)                 | 16,708,054           | 17,061,752           | 17,899,706           | 18,915,609                        |
| 純 資 産 (千円)                 | 11,016,641           | 11,754,100           | 12,116,816           | 12,857,481                        |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)      | 854.59               | 906.04               | 929.84               | 988.63                            |

(注) 1. 当社は、平成27年7月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

### ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分                        | 第 43 期<br>(平成24年6月期) | 第 44 期<br>(平成25年6月期) | 第 45 期<br>(平成26年6月期) | 第 46 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年6月期) |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                 | 11,693,359           | 11,268,961           | 11,860,304           | 13,838,250                      |
| 経 常 利 益 (千円)               | 428,339              | 506,651              | 679,190              | 877,340                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)             | 200,060              | 349,688              | 330,191              | 473,506                         |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 16.15                | 28.23                | 26.66                | 38.23                           |
| 総 資 産 (千円)                 | 14,668,961           | 14,324,407           | 14,850,925           | 15,475,112                      |
| 純 資 産 (千円)                 | 10,232,816           | 10,662,434           | 11,038,224           | 11,598,765                      |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)      | 826.18               | 860.87               | 891.21               | 936.47                          |

(注) 1. 当社は、平成27年7月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                       | 資本金              | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容         |
|---------------------------|------------------|----------|-----------------|
| S&Sコンポーネンツ株式会社            | 80,000千円         | 51%      | コネクタ端子製造・販売     |
| 鈴木東新電子(中山)有限公司            | 8,050千米ドル        | 80%      | コネクタ端子製造・販売     |
| 鈴木東新電子(香港)有限公司            | 1,200千香港ドル       | 80%      | コネクタ端子販売        |
| PT. SUGINDO INTERNATIONAL | 50,516,550千IDルピア | 80%      | 自動車部品、電子部品製造・販売 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループが属する電子部品業界においては、引き続きスマートフォンやタブレットPC向け部品の需要が高まるものと予測されますが、同時に価格競争はさらに激化するものと予測されます。また、納期の集中や大量受注に対応できる量産体制の構築が課題となります。

このような状況のなか、当社グループは引き続き金型技術再構築、業界トップの部品量産技術構築を経営目標に掲げ、従来より取り組んできた各施策をさらに強化推進し、改革、挑戦、追求を最後まで貫ける企業となり、利益の向上、技術の向上を確実に達成できる企業を目指します。また、研究開発投資を従来以上に積極的に行い、将来の柱となる新事業の確立を目指します。

国外への事業展開については、中国子会社の受注品目拡大を含めた再構築を継続し、インドネシア子会社の工場立ち上げを早急に進めるなかで、グループ全体の総合力を結集し業績の維持、向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年6月30日現在）

当社グループは主として電気機器業界、情報・通信機器業界、自動車業界への精密プレス金型、各種コネクタ用部品、半導体関連装置等の製造、販売および医療機器業界への医療器具の組立等を主たる業務としております。

| 事業内容    | 主要製品                        |
|---------|-----------------------------|
| 金 型     | 精密プレス金型、精密モールド金型            |
| 部 品     | コネクタコンタクト、コネクタハウジング、自動車電装部品 |
| 機 械 器 具 | SMT関連装置、半導体関連装置、専用機、医療器具    |
| そ の 他   | 賃貸事業、売電事業                   |

(6) 主要な営業所および工場（平成27年6月30日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

本社 長野県須坂市大字小河原2150番地1

工場 金型製造部（精密プレス金型等） 長野県須坂市

部品製造部（コネクタ用部品等） 長野県須坂市

生産システム製造部（半導体関連装置等） 長野県須坂市

② 主要な子会社の営業所

S & S コンポーネンツ株式会社 長野県須坂市

鈴木東新電子(中山)有限公司 中国中山市

鈴木東新電子(香港)有限公司 中国香港

PT. SUGINDO INTERNATIONAL インドネシア共和国西ジャワ州

(7) 使用人の状況（平成27年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 区分       | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|------|-------------|
| 金型       | 112名 | +5名         |
| 部品       | 441名 | +6名         |
| 機械器具・その他 | 48名  | -1名         |
| 全社（共通）   | 77名  | +3名         |
| 合計       | 678名 | +13名        |

（注）当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 506名 | +22名      | 38.3歳 | 16.2年  |

(8) 主要な借入先の状況（平成27年6月30日現在）

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社八十二銀行    | 288,810千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 192,400   |
| 株式会社長野銀行     | 50,000    |

（注）企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年6月30日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 22,380,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 6,195,000株  |
| ③ 株主数        | 4,460名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

| 株主名                                                                                                                                | 持株数     | 持株比率   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 有限会社スズキエンタープライズ                                                                                                                    | 1,554千株 | 25.10% |
| 鈴木教義                                                                                                                               | 424     | 6.86   |
| 鈴木従業員持株会                                                                                                                           | 402     | 6.49   |
| 株式会社八十二銀行                                                                                                                          | 155     | 2.50   |
| 高野忠和                                                                                                                               | 147     | 2.38   |
| 小島まゆみ                                                                                                                              | 104     | 1.68   |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE<br>NORTHERN TRUST (GUERNSEY) LIMITED<br>RE GGDP RE : AIF CLIENTS 15.315<br>PERCENT NON TREATY ACCOUNT | 103     | 1.68   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)                                                                                                        | 99      | 1.61   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式<br>会社(信託口)                                                                                                      | 95      | 1.54   |
| 草間秋男                                                                                                                               | 84      | 1.36   |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てております。  
2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
3. 持株比率は、自己株式(2,184株)を控除して計算しております。  
4. 当社は、平成27年7月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成27年6月30日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                    |
|----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 鈴木 教義 | 金利精密工業股份有限公司董事<br>鈴木東新電子(香港)有限公司董事<br>鈴木東新電子(中山)有限公司董事                                                           |
| 専務取締役    | 横山 勝登 | 総務部長兼品質保証部管掌<br>金利精密工業股份有限公司董事<br>PT. SUGINDO INTERNATIONAL取締役                                                   |
| 常務取締役    | 櫻井 範夫 | 生産システム製造部管掌<br>S & S コンポーネツ株式会社代表取締役社長                                                                           |
| 取締役      | 高山 章  | 金型製造部長兼技術開発部管掌<br>S & S コンポーネツ株式会社取締役<br>PT. SUGINDO INTERNATIONAL取締役                                            |
| 取締役      | 須田 晃正 | S & S コンポーネツ株式会社取締役<br>製造部長兼生産管理部長                                                                               |
| 取締役      | 倉田 一  | 経理部長                                                                                                             |
| 取締役      | 佐藤 雅彦 | 部品製造部長<br>鈴木東新電子(香港)有限公司董事長<br>鈴木東新電子(中山)有限公司董事長                                                                 |
| 取締役      | 新崎 芳昭 | 営業部長                                                                                                             |
| 常勤監査役    | 吉田 章一 | S & S コンポーネツ株式会社監査役                                                                                              |
| 監査役      | 小林 勇生 | 中野プラスチック工業株式会社代表取締役会長<br>アズビル太信株式会社代表取締役社長                                                                       |
| 監査役      | 松本 光博 | 松本会計事務所所長<br>株式会社ディーセント・コンサルティング代表取締役社長<br>株式会社放電精密加工研究所監査役<br>鈴木東新電子(中山)有限公司監察人<br>PT. SUGINDO INTERNATIONAL監査役 |

(注) 1. 監査役小林勇生氏および監査役松本光博氏は、社外監査役であります。

2. 監査役小林勇生氏および監査役松本光博氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

- ・監査役小林勇生氏は、会社経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験を有しております。
- ・監査役松本光博氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。

3. 当社は、監査役松本光博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当事業年度中の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

| 氏名   | 異動前                                                                       | 異動後                                                                   | 異動年月日         |
|------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------|
| 櫻井範夫 | 金型製造部管掌<br>S & Sコンポーネッツ株式会社代表取締役社長                                        | 生産システム製造部管掌<br>S & Sコンポーネッツ株式会社代表取締役社長                                | 平成26年 7 月 1 日 |
| 高山 章 | 技術開発部長兼生産システム製造部管掌<br>S & Sコンポーネッツ株式会社取締役<br>PT. SUGINDO INTERNATIONAL取締役 | 金型製造部長兼技術開発部管掌<br>S & Sコンポーネッツ株式会社取締役<br>PT. SUGINDO INTERNATIONAL取締役 | 平成26年 7 月 1 日 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役2名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

③ 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員      | 支給額                    |
|--------------------|-----------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(0) | 176,410千円              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2) | 24,520千円<br>(10,700千円) |
| 合 計                | 11名       | 200,930千円              |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年9月25日開催の第40期定時株主総会において年額2億2千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成8年9月27日開催の第27期定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。
4. 上記の支給額には、以下のものも含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額
  - 取 締 役 8名 29,650千円
  - 監 査 役 3名 4,000千円(うち社外監査役2名 1,700千円)

④ 社外役員に関する事項

(a)他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役小林勇生氏は、中野プラスチック工業株式会社の代表取締役会長およびアズビル太信株式会社の代表取締役社長であります。中野プラスチック工業株式会社と当社との間には営業取引関係があり、また、同氏

は当社株式1千株を保有しております。アズビル太信株式会社と当社との間には特別の取引関係はありません。

- ・監査役松本光博氏は、松本会計事務所の所長および株式会社ディーセント・コンサルティングの代表取締役社長および株式会社放電精密加工研究所の監査役および鈴木東新電子（中山）有限公司の監察人ならびにPT. SUGINDO INTERNATIONALの監査役であります。当社と松本会計事務所および株式会社ディーセント・コンサルティングならびに株式会社放電精密加工研究所との間には特別の取引関係はありません。鈴木東新電子（中山）有限公司およびPT. SUGINDO INTERNATIONALは当社の海外子会社であり、同社との間には営業取引関係があります。

(b) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

|     |       | 取締役会（15回開催） |      | 監査役会（13回開催） |      |
|-----|-------|-------------|------|-------------|------|
|     |       | 出席回数        | 出席率  | 出席回数        | 出席率  |
| 監査役 | 小林 勇生 | 15回         | 100% | 13回         | 100% |
| 監査役 | 松本 光博 | 15回         | 100% | 13回         | 100% |

- ・取締役会および監査役会における発言状況

監査役小林勇生氏は、会社経営者としての見地から、また、監査役松本光博氏は、公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会において、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、両氏は監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(c) 社外取締役を置くことが相当でない理由

- ・当社は、従前より社外取締役の導入の重要性を認識しておりましたが、適切な候補者が見つからなかったこともあり、当事業年度において社外取締役を置いておりません。しかしながら、当社といたしましては、取締役会の監査・監督機能を高め、より強固なコーポレートガバナンス体制を確立させるため、監査役会設置会社から今般の会社法改正により創設された監査等委員会設置会社に移行する予定であり、平成27年9月25日開催予定の第46期定時株主総会に監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の議案を上程いたします。なお、各議案の詳細につきましては、株主総会参考書類をご参照ください。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                      | 支 払 額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 23,400千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,400千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容の適切性、妥当性および会計監査の職務遂行状況ならびに「監査時間」と「報酬単価」の精査を通じて、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行いました。さらに過去の報酬実績などと比較検討し、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、鈴木東新電子(中山)有限公司および鈴木東新電子(香港)有限公司ほか1社については、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(注) 「会社法の一部改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、企業理念、企業行動基準を定めた「鈴木行動憲章・行動基準」および「経営理念手帳」を作成し、それを全役職員に周知徹底させる。
- ② 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の強化および企業倫理の浸透を図るべく啓蒙教育を実施する。
- ③ 「内部通報者保護規程」を定めコンプライアンス上疑義のある行為等を発見した場合、社内および社外に速やかに通報・相談できる窓口を設置する。会社は通報・相談内容を厳守するとともに、通報・相談者に対して不利益な扱いを行わない。
- ④ 内部監査組織として、代表取締役社長の直轄部門とする内部監査室を設置する。内部監査室は、法令の遵守状況および業務活動の効率性などについて、監査役とも連携しつつ当社各部門および企業グループに対し内部監査を実施し、業務改善に向け具体的に助言・勧告を行う。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存および管理を行う。

#### 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体の危機発生時の対応とその防止のための体制整備を目的とした「リスク管理規程」「危機管理規程」「緊急事態対応規程」を定め、リスク管理に対する基本的な管理システムを整備する。

- ② 取締役は、自己に委嘱された職務領域について、危機管理体制を構築する権限と責任を有する。
  - ③ 組織横断的なリスクおよびリスク管理全体を統括するシステムとして「コンプライアンス委員会」を設置しこれにあたる。
  - ④ 各部門の所管業務に付随するリスク管理については、担当取締役とともに、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
  - ⑤ 会社全体あるいは経営の根幹に係わる重要事項については、取締役会での審議を経て、対応を決定する。また、取締役の中から対策責任者を任命し、対応を指揮させるとともに、その状況を適宜取締役会に報告する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催し重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - ② 取締役の業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任およびその権限、執行手続の詳細について定め、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - ③ 業務の運営に関しては、当社グループ全体の中期予算計画および年度予算計画を立案し、当社グループ全体の目標を設定し、これを当社グループ各社の業務目標に落とし込み、業績管理を行う。また、当社では、月1回開催する取締役および各部門長等で構成される経営会議において定期的に各部門より業績の分析と改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社の「鈴木行動憲章・行動基準」および「経営理念手帳」を当社グループに周知徹底させ、これを基礎として当社グループ各社が諸規程を制定・改定する。
  - ② 業務の運営に関しては、グループ会社の自主性を尊重しつつ、当社に定期的に業務執行の報告を行い、経営に関する重要事項については、「関係会社管理規程」に基づく当社取締役会への付議または報告を行う

こと等によりグループ会社の業務の適正を確保する。

- ③ 内部監査室はグループ会社に対しても内部監査を実施し、その結果をグループ会社の取締役および当社の取締役に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下、「補助者」という）を置くものとする。なお、補助者の任命、異動、評価、懲戒等は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該補助者の取締役からの独立性を確保するものとする。補助者は、その要請された業務の遂行に関して、監査役の指示に従い、取締役等の指揮命令を受けない。
7. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役および使用人は監査役に対して、事業運営上の重要事項ならびに重要な業務執行の状況および結果について適宜報告する。
  - ② 当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会、経営会議、その他重要な会議の付議事項ならびに決定事項、その他必要な重要事項を、法令および社内規程に基づき監査役に報告する。
  - ③ 内部監査室は、独立したコンプライアンス推進直轄組織として、内部統制の観点から、各部門の業務の適法性および妥当性ならびにリスクの存在の有無について監査を実施し、監査結果を監査役に報告する。
  - ④ 総務部は、内部通報の状況について、監査役に報告する。
  - ⑤ 当社グループは、上記の報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、当社グループの取締役および使用人の職務の執行状況を把握するため監査役会が定める監査方針および分担に従って、監査に必要な会議等に出席し、当社グループの取締役および使用人からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- ② 監査役は、内部監査室および会計監査人と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保する。

10. 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従った財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価し、必要な是正を行い、適切な報告を行う体制を整備運用する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

反社会的勢力あるいはその関係者・関係団体とは一切の関わりをもたない。それらの反社会的勢力等からの不当な圧力に対しては、地元警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携する等により組織的に対応する体制を構築する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年7月10日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 当期における主な取組み

- ① 年度末において、今後施行される各改正法の理解の促進と当社の対応を協議するため当社グループのコンプライアンス委員会を開催しました。また、同コンプライアンス委員会において当期における内部通報制度の利用状況を報告しました。
- ② 情報セキュリティ活動の一環として、e-ラーニングシステムを用いた情報セキュリティ研修を全社員を対象に行いました。
- ③ 「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する方針書」に基づき、内部統制評価を実施しました。
- ④ 内部監査基本計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しました。
- ⑤ 当社グループ会社の部門経営会議に当社役員が出席し、グループ会社の経営状況や課題などの報告を受けました。

# 連結貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                |                   |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>8,065,015</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>4,526,313</b>  |
| 現金及び預金                 | 1,236,273         | 支払手形及び買掛金              | 2,315,924         |
| 受取手形及び売掛金              | 4,434,341         | 短期借入金                  | 956,557           |
| 製 品                    | 207,380           | 1年内返済予定の長期借入金          | 101,820           |
| 仕 掛 品                  | 688,847           | 未 払 金                  | 297,553           |
| 原材料及び貯蔵品               | 1,058,208         | 未払法人税等                 | 331,926           |
| 繰延税金資産                 | 106,615           | 未払消費税等                 | 122,466           |
| そ の 他                  | 333,347           | 賞与引当金                  | 96,189            |
|                        |                   | 役員賞与引当金                | 33,650            |
|                        |                   | そ の 他                  | 270,227           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>10,850,593</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,531,813</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>8,841,116</b>  | 長期借入金                  | 279,390           |
| 建物及び構築物                | 3,993,026         | 長期未払金                  | 376,460           |
| 機械装置及び運搬具              | 3,147,950         | 繰延税金負債                 | 112,846           |
| 工具、器具及び備品              | 230,592           | 退職給付に係る負債              | 763,116           |
| 土 地                    | 1,448,626         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>6,058,127</b>  |
| 建設仮勘定                  | 20,920            | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>54,131</b>     | <b>株 主 資 本</b>         | <b>11,316,103</b> |
| ソフトウェア                 | 51,243            | 資 本 金                  | 1,435,300         |
| そ の 他                  | 2,888             | 資 本 剰 余 金              | 1,439,733         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,955,344</b>  | 利 益 剰 余 金              | 8,442,200         |
| 投資有価証券                 | 1,836,217         | 自 己 株 式                | △1,130            |
| そ の 他                  | 120,063           | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>928,658</b>    |
| 貸倒引当金                  | △936              | 其他有価証券評価差額金            | 860,799           |
|                        |                   | 為替換算調整勘定               | 110,947           |
|                        |                   | 退職給付に係る調整累計額           | △43,088           |
|                        |                   | <b>少 数 株 主 持 分</b>     | <b>612,719</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>18,915,609</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>12,857,481</b> |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>18,915,609</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで）

（単位：千円）

| 科 目                         | 金       | 額          |
|-----------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                       |         | 22,355,667 |
| 売 上 原 価                     |         | 19,661,604 |
| 売 上 総 利 益                   |         | 2,694,062  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 1,560,729  |
| 営 業 利 益                     |         | 1,133,332  |
| 営 業 外 収 益                   |         |            |
| 受 取 利 息 ・ 配 当 金             | 63,738  |            |
| 受 取 賃 貸 料                   | 6,505   |            |
| ス ク ラ ッ プ 売 却 益             | 6,647   |            |
| 為 替 差 益                     | 182,309 |            |
| そ の 他                       | 8,298   | 267,499    |
| 営 業 外 費 用                   |         |            |
| 支 払 利 息                     | 22,362  |            |
| そ の 他                       | 2,321   | 24,684     |
| 経 常 利 益                     |         | 1,376,147  |
| 特 別 利 益                     |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 6,907   |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 2,021   | 8,929      |
| 特 別 損 失                     |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 損               | 5,223   |            |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 9,211   | 14,434     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |         | 1,370,641  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 582,371 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △5,308  | 577,062    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 793,579    |
| 少 数 株 主 利 益                 |         | 208,813    |
| 当 期 純 利 益                   |         | 584,765    |

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |           |         |            |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
|                               | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 平成26年7月1日 残高                  | 1,435,300 | 1,439,733 | 7,965,492 | △1,130  | 10,839,394 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |           |           | 59,148    |         | 59,148     |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首 残高        | 1,435,300 | 1,439,733 | 8,024,640 | △1,130  | 10,898,543 |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |           |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |           |           | △167,206  |         | △167,206   |
| 当 期 純 利 益                     |           |           | 584,765   |         | 584,765    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |         |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —         | —         | 417,559   | —       | 417,559    |
| 平成27年6月30日 残高                 | 1,435,300 | 1,439,733 | 8,442,200 | △1,130  | 11,316,103 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |                  |                       | 少 数 株 主 分 | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------------|-----------------------|----------|------------------|-----------------------|-----------|------------|
|                               | その他の価証<br>券評価差額金      | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |           |            |
| 平成26年7月1日 残高                  | 665,707               | 71,837   | △60,225          | 677,319               | 600,101   | 12,116,816 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |                       |          |                  |                       |           | 59,148     |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首 残高        | 665,707               | 71,837   | △60,225          | 677,319               | 600,101   | 12,175,964 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |          |                  |                       |           |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |          |                  |                       |           | △167,206   |
| 当 期 純 利 益                     |                       |          |                  |                       |           | 584,765    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 195,092               | 39,109   | 17,137           | 251,339               | 12,618    | 263,957    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 195,092               | 39,109   | 17,137           | 251,339               | 12,618    | 681,516    |
| 平成27年6月30日 残高                 | 860,799               | 110,947  | △43,088          | 928,658               | 612,719   | 12,857,481 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 連結子会社の名称 S & S コンポーネンツ株式会社  
鈴木東新電子（中山）有限公司  
鈴木東新電子（香港）有限公司  
PT. SUGINDO INTERNATIONAL

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

- #### ② 持分法を適用していない関連会社 (PT. GLOBAL TEKININDO BERKATAMA) は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、鈴木東新電子（中山）有限公司及び鈴木東新電子（香港）有限公司、PT. SUGINDO INTERNATIONALの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (4) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

##### ロ. たな卸資産

- ・ 製品・仕掛品

金型・自動機器・・・個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・ 原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 3～17年

その他 2～20年

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては利用可能期間(5年)に基づく定額法によるおります。

ハ. 長期前払費用 定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によるおります。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

## ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によるおります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用しております。これに伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を

従業員の平均残存期間に近似した年数に基づく割引率による方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率による方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が91,519千円減少し、利益剰余金が59,148千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ3,215千円減少しております。

これにより、1株当たり純資産額は4円77銭増加し、1株当たり当期純利益は0円25銭減少しております。なお、当社は、平成27年7月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の影響額を算定しております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 3,004,940千円 |
| 土地      | 1,207,745千円 |
| 計       | 4,212,686千円 |

##### ② 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 100,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 101,820千円 |
| 長期借入金         | 279,390千円 |
| 計             | 481,210千円 |

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 17,932,838千円

#### (3) 補助金等により取得した固定資産の圧縮記帳累計

過年度に取得した資産のうち、補助金等による圧縮記帳総額は365,000千円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、その内訳は建物及び構築物282,200千円、土地60,000千円、工具、器具及び備品22,800千円であります。

#### (4) 保証債務

次の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

須高ケーブルテレビ株式会社 214千円

#### (5) 受取手形裏書譲渡高 78,451千円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 6,195,000株    | 一株           | 一株           | 6,195,000株   |

## (2) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額等

平成26年9月26日開催の第45期定時株主総会決議による配当に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 167,206千円  |
| ・1株当たり配当額 | 27円        |
| ・基準日      | 平成26年6月30日 |
| ・効力発生日    | 平成26年9月29日 |

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年9月25日開催の第46期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 136,241千円  |
| ・1株当たり配当額 | 22円        |
| ・基準日      | 平成27年6月30日 |
| ・効力発生日    | 平成27年9月28日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、資金調達については、主に金型、部品、自動機器、医療組立の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、銀行借入で調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は営業取引、設備投資に係る資金調達であり、長期借入金は主に工場建設等大規模な設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、資金収支計画を作成するなどの方法により、リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                   | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|-------------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金        | 1,236,273          | 1,236,273 | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金     | 4,434,341          | 4,434,341 | —       |
| (3) 投資有価証券        | 1,769,681          | 1,769,681 | —       |
| 資産計               | 7,440,297          | 7,440,297 | —       |
| (1) 支払手形及び買掛金     | 2,315,924          | 2,315,924 | —       |
| (2) 短期借入金         | 956,557            | 956,557   | —       |
| (3) 長期借入金 (1年内含む) | 381,210            | 381,281   | 71      |
| 負債計               | 3,653,691          | 3,653,762 | 71      |
| デリバティブ取引          | —                  | —         | —       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金 (1年内含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を算定することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分     | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) |
|--------|--------------------|
| 非上場株式  | 11,313             |
| 関係会社株式 | 55,222             |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 988円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 47円21銭  |

当社は、平成27年7月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり株式分割を実施しております。

### (1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、当社株式の流動性の向上と、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

### (2) 株式分割の概要

#### ① 分割の方法

平成27年6月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割しております。

#### ② 分割により増加する株式数

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| イ. 株式分割前の発行済株式総数（自己株式を含む） | 6,195,000株  |
| ロ. 今回の分割により増加する株式数        | 6,195,000株  |
| ハ. 株式分割後の発行済株式総数          | 12,390,000株 |
| ニ. 株式分割後の発行可能株式総数         | 22,380,000株 |

#### ③ 分割の日程

|           |            |
|-----------|------------|
| イ. 基準日公告日 | 平成27年6月15日 |
| ロ. 基準日    | 平成27年6月30日 |
| ハ. 効力発生日  | 平成27年7月1日  |

#### ④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

# 貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部         |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,046,416</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>2,360,330</b>  |
| 現金及び預金          | 497,661           | 買掛金             | 1,302,658         |
| 受取手形            | 19,942            | 短期借入金           | 150,000           |
| 電子記録債権          | 437,386           | 1年内返済予定の長期借入金   | 101,820           |
| 売掛金             | 3,271,354         | 未払金             | 228,654           |
| 仕掛品             | 673,444           | 未払費用            | 129,955           |
| 原材料及び貯蔵品        | 634,878           | 未払法人税等          | 143,373           |
| 前払費用            | 11,733            | 未払消費税等          | 72,298            |
| 繰延税金資産          | 85,422            | 前受金             | 12,665            |
| 短期貸付金           | 398,500           | 預り金             | 104,141           |
| 未収入金            | 40,700            | 賞与引当金           | 81,113            |
| 貸倒引当金           | △106,939          | 役員賞与引当金         | 33,650            |
| その他             | 82,330            | <b>固定負債</b>     | <b>1,516,015</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>9,428,695</b>  | 長期借入金           | 279,390           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,191,656</b>  | 退職給付引当金         | 699,695           |
| 建物              | 3,021,240         | 繰延税金負債          | 160,469           |
| 構築物             | 47,636            | 長期未払金           | 376,460           |
| 機械及び装置          | 1,709,235         | <b>負債合計</b>     | <b>3,876,346</b>  |
| 車輜運搬具           | 32,036            | <b>純資産の部</b>    |                   |
| 工具、器具及び備品       | 163,728           | <b>株主資本</b>     | <b>10,737,966</b> |
| 土地              | 1,217,584         | 資本金             | 1,435,300         |
| 建設仮勘定           | 194               | 資本剰余金           | 1,439,733         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>40,747</b>     | 資本準備金           | 1,439,733         |
| ソフトウェア          | 37,859            | 利益剰余金           | 7,864,063         |
| 電話加入権           | 2,888             | 利益準備金           | 115,000           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,196,290</b>  | その他利益剰余金        | 7,749,063         |
| 投資有価証券          | 1,778,756         | 別途積立金           | 6,250,000         |
| 関係会社株式          | 441,969           | 繰越利益剰余金         | 1,499,063         |
| 出資金             | 4,460             | <b>自己株式</b>     | <b>△1,130</b>     |
| 関係会社長期貸付金       | 900,000           | 評価・換算差額等        | 860,799           |
| 長期前払費用          | 11,920            | その他有価証券評価差額金    | 860,799           |
| 会員の権            | 29,742            | <b>純資産合計</b>    | <b>11,598,765</b> |
| その他             | 30,376            | <b>負債・純資産合計</b> | <b>15,475,112</b> |
| 貸倒引当金           | △936              |                 |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>15,475,112</b> |                 |                   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高                   | 13,838,250 |
| 売 上 原 価                 | 11,993,233 |
| 売 上 総 利 益               | 1,845,017  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,200,029  |
| 営 業 利 益                 | 644,988    |
| 営 業 外 収 益               |            |
| 受 取 利 息                 | 17,004     |
| 受 取 配 当 金               | 244,753    |
| 業 務 受 託 料               | 46,837     |
| 受 取 賃 貸 料               | 24,516     |
| そ の 他                   | 20,530     |
| 営 業 外 費 用               |            |
| 支 払 利 息                 | 14,349     |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入           | 106,939    |
| 経 常 利 益                 | 877,340    |
| 特 別 利 益                 |            |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 8,866      |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 2,021      |
| 特 別 損 失                 |            |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 5,223      |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 883        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 144,122    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 738,000    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 267,541    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △3,047     |
| 当 期 純 利 益               | 473,506    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |             |           |                  |                  |                       |             | 自己<br>株式   | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|------------------|------------------|-----------------------|-------------|------------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金 |                  |                  |                       | 利益剰余金<br>合計 |            |            |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金         |                  |                       |             |            |            |
|                         |           |           |             |           | 別<br>積<br>立<br>金 | 途<br>剩<br>余<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>金 |             |            |            |
| 平成26年7月1日 残高            | 1,435,300 | 1,439,733 | 1,439,733   | 115,000   | 6,250,000        | 1,133,614        | 7,498,614             | △1,130      | 10,372,516 |            |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |           |           |             |           |                  | 59,148           | 59,148                |             | 59,148     |            |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 1,435,300 | 1,439,733 | 1,439,733   | 115,000   | 6,250,000        | 1,192,762        | 7,557,762             | △1,130      | 10,431,665 |            |
| 事業年度中の変動額               |           |           |             |           |                  |                  |                       |             |            |            |
| 剰余金の配当                  |           |           |             |           |                  |                  | △167,206              | △167,206    | △167,206   |            |
| 当期純利益                   |           |           |             |           |                  | 473,506          | 473,506               |             | 473,506    |            |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |             |           |                  |                  |                       |             |            |            |
| 事業年度中の変動額合計             | —         | —         | —           | —         | —                | 306,300          | 306,300               | —           | 306,300    |            |
| 平成27年6月30日 残高           | 1,435,300 | 1,439,733 | 1,439,733   | 115,000   | 6,250,000        | 1,499,063        | 7,864,063             | △1,130      | 10,737,966 |            |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 平成26年7月1日 残高            | 665,707          | 665,707        | 11,038,224 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                  |                | 59,148     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 665,707          | 665,707        | 11,097,373 |
| 事業年度中の変動額               |                  |                |            |
| 剰余金の配当                  |                  |                | △167,206   |
| 当期純利益                   |                  |                | 473,506    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 195,092          | 195,092        | 195,092    |
| 事業年度中の変動額合計             | 195,092          | 195,092        | 501,392    |
| 平成27年6月30日 残高           | 860,799          | 860,799        | 11,598,765 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

・子会社株式・関連会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産

・仕掛品

金型・機械器具・・・個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 3～17年

工具、器具及び備品 2～20年

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を、当事業年度より適用しております。これに伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存期間に近似した年数に基づく割引率による方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率による方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が91,519千円減少し、繰越利益剰余金が59,148千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,215千円減少しております。

これにより、1株当たり純資産額は4円77銭増加し、1株当たり当期純利益は0円25銭減少しております。なお、当社は、平成27年7月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の影響額を算定しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 3,004,940千円 |
| 土地      | 1,207,745千円 |
| 計       | 4,212,686千円 |

##### ② 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 100,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 101,820千円 |
| 長期借入金         | 279,390千円 |
| 計             | 481,210千円 |

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,981,082千円

#### (3) 補助金等により取得した固定資産の圧縮記帳累計

過年度に取得した資産のうち、補助金等による圧縮記帳総額は365,000千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物及び構築物282,200千円、土地60,000千円、工具、器具及び備品22,800千円であります。

#### (4) 保証債務

次の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

|                |           |
|----------------|-----------|
| 鈴木東新電子（香港）有限公司 | 665,153千円 |
| 須高ケーブルテレビ株式会社  | 214千円     |

#### (5) 受取手形裏書譲渡高 78,451千円

#### (6) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 845,686千円 |
| 短期金銭債務 | 20,240千円  |

### 4. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売上高        | 837,788千円 |
| 仕入高        | 285,061千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 324,926千円 |

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 2,184株      | 一株         | 一株         | 2,184株     |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産(流動)   |            |
| 棚卸資産評価損      | 5,725千円    |
| 賞与引当金        | 26,621千円   |
| 未払事業税        | 16,386千円   |
| 確定拠出年金未払金    | 1,646千円    |
| 貸倒引当金        | 35,097千円   |
| その他          | 35,041千円   |
| 繰延税金資産(流動)計  | 120,520千円  |
| 繰延税金資産(固定)   |            |
| 退職給付引当金      | 224,630千円  |
| 長期未払金        | 120,693千円  |
| 減価償却費超過額     | 10,071千円   |
| みなし配当加算金     | 32,728千円   |
| 貸倒引当金        | 300千円      |
| 減損損失         | 2,349千円    |
| 会員権評価損       | 22,390千円   |
| 有価証券評価損      | 226,421千円  |
| その他          | 351千円      |
| 繰延税金資産(固定)計  | 639,936千円  |
| 繰延税金負債(固定)   |            |
| その他有価証券評価差額金 | △406,200千円 |
| 繰延税金負債(固定)計  | △406,200千円 |
| 評価性引当額       | △429,303千円 |
| 繰延税金資産の純額    | △75,046千円  |

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第10号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.37%から平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.82%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06%となります。

この法定実効税率の変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が31,602千円減少し、法人税等調整額が10,334千円増加し、その他有価証券評価差額金が41,937千円減少しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 属性  | 会社等の名称                       | 資本金又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の<br>内容                  | 議決権等<br>の所有<br>(被所有<br>割合<br>(%)) | 関連当事<br>者との<br>関係                                     | 取引の内容                                                                                          | 取引金額<br>(千円)                                                  | 科目                                | 期末残高<br>(千円)                        |
|-----|------------------------------|----------------------|----------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 子会社 | S & S<br>コンポー<br>ネッツ(株)      | 80,000               | コタ<br>ネ端<br>製販<br>ク子<br>造売 | 51                                | 当社製品の販売<br>ロイヤリティの<br>受領<br>資産の賃貸<br>業務の受託<br>役員の兼任4名 | 製品の販売<br>注3(1)<br>ロイヤリテ<br>イの受取<br>注3(1)<br>賃貸収入<br>注3(1)<br>業務受託<br>注3(1)                     | 684,542<br><br>51,968<br><br>91,699<br><br>46,200             | 売掛金<br><br>未収入金                   | 61,267<br><br>4,158                 |
| 子会社 | 鈴木東新<br>電子(中<br>山)有<br>限公司   | 8,050<br>(千USD)      | コタ<br>ネ端<br>製販<br>ク子<br>造売 | 80                                | 当社製品の販売<br>資金の貸付け<br>役員の兼任3名                          | 利息の受取<br>注3(2)                                                                                 | 2,907                                                         | 短期<br>貸付<br>注4<br>未収入金            | 208,500<br><br>5,099                |
| 子会社 | 鈴木東新<br>電子(香<br>港)有<br>限公司   | 1,200<br>(千香港ドル)     | コタ<br>ネ端<br>販<br>ク子<br>売   | 80                                | 当社製品の販売<br>ロイヤリティの<br>受領<br>資金の貸付け<br>債務保証<br>役員の兼任2名 | 製品の販売<br>注3(1)<br>ロイヤリテ<br>イの受入<br>注3(1)<br>利息の受取<br>注3(2)<br>債務保証<br>注3(3)<br>保証料の受<br>れ注3(3) | 15,327<br><br>13,250<br><br>2,573<br><br>665,153<br><br>1,709 | 売掛金<br><br>短期<br>貸付<br>未収入金       | 287,354<br><br>190,000<br><br>5,783 |
| 子会社 | PT. SUGINDO<br>INTERNATIONAL | 50,516,550<br>(千IDR) | 自動車部品、<br>電子部品製<br>造・販売    | 80                                | 資金の貸付け<br>役員の兼任3名                                     | 利息の受取<br>注3(4)                                                                                 | 11,430                                                        | 未収入金<br><br>長<br>期<br>貸<br>付<br>金 | 1,910<br><br>900,000                |

注1. 取引金額には消費税等を含みません。

2. S & Sコンポーネッツ(株)に対する期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 製品の販売、ロイヤリティ、賃貸収入及び業務受託については、市場価格、総原価を勘案して取引価格を決定しております。
  - (2) 鈴木東新電子(中山)有限公司及び鈴木東新電子(香港)有限公司に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、貸付期間は1年としております。なお、担保は受け入れておりません。
  - (3) 債務保証は銀行借入に対し行ったものであり、年率0.3%の保証料を受領しております。
  - (4) PT. SUGINDO INTERNATIONALに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、貸付期間は5年としております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 鈴木東新電子(中山)有限公司への短期貸付金に対し、106,939千円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において106,939千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 936円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円23銭  |

当社は、平成27年7月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり株式分割を実施しております。

### (1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、当社株式の流動性の向上と、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

### (2) 株式分割の概要

#### ① 分割の方法

平成27年6月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割しております。

#### ② 分割により増加する株式数

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| イ. 株式分割前の発行済株式総数（自己株式を含む） | 6,195,000株  |
| ロ. 今回の分割により増加する株式数        | 6,195,000株  |
| ハ. 株式分割後の発行済株式総数          | 12,390,000株 |
| ニ. 株式分割後の発行可能株式総数         | 22,380,000株 |

#### ③ 分割の日程

|           |            |
|-----------|------------|
| イ. 基準日公告日 | 平成27年6月15日 |
| ロ. 基準日    | 平成27年6月30日 |
| ハ. 効力発生日  | 平成27年7月1日  |

#### ④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年8月12日

株式会社鈴木

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 渕 道 男 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 野 本 博 之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鈴木の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鈴木及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年8月12日

株式会社鈴木

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 渕 道 男 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 野 本 博 之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鈴木  
の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第46期事業年度の計算書  
類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注  
記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の  
基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに  
ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ  
の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統  
制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場  
から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監  
査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し  
て監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書  
に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査  
計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 8月18日

株 式 会 社 鈴 木                      監 査 役 会  
常 勤 監 査 役 吉 田 章 一 ㊟  
社 外 監 査 役 小 林 勇 生 ㊟  
社 外 監 査 役 松 本 光 博 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当期の期末配当の処分をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式 1株につき金22円  
配当総額 136,241,952円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年9月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」という。)が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化および社外取締役の参画によるコーポレートガバナンスの一層の充実を目的として、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社に移行するための所要の変更を行うものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことを受け、業務執行を行わない取締役についても、新たに責任限定契約を締結できるようにして、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款変更については各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設、変更および削除に伴い条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本總會終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                            | 変 更 案                                                   |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第4条(条文省略)           | 第1章 総 則<br>第1条～第4条(現行どおり)                               |
| 第2章 株 式<br>第5条～第10条(条文省略)          | 第2章 株 式<br>第5条～第10条(現行どおり)                              |
| 第3章 株主總會<br>第11条～第16条(条文省略)        | 第3章 株主總會<br>第11条～第16条(現行どおり)                            |
| 第4章 取締役および取締役会<br>第17条(条文省略)       | 第4章 取締役および取締役会<br>第17条(現行どおり)                           |
| (取締役の員数)<br>第18条 当会社の取締役は10名以内とする。 | (取締役の員数)<br>第18条 当会社の取締役(監査等委員である<br>取締役を除く。)は10名以内とする。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)<br/>第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)<br/>3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第25条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> | <p><u>2. 監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)<br/>第19条 取締役は<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)<br/>3. (現行どおり)<br/>4. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)<br/>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第21条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第25条 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p><u>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <p>3. <u>当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において、補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u><br/> 第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u><br/> 第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第37条 <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u><br/> 第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u><br/> 第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会の議事録)</u><br/> 第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>                                                                                                                                  | <p>(削除)</p>                                                                                                              |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/> 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                                         | <p>(削除)</p>                                                                                                              |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。<br/> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                              |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                        | <p>第5章 監査等委員会</p>                                                                                                        |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                        | <p><u>(監査等委員会の設置)</u><br/> 第33条 当会社は監査等委員会を置く。</p>                                                                       |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                        | <p><u>(常勤の監査等委員)</u><br/> 第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>                                                  |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                        | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/> 第35条 監査等委員会は各監査等委員が招集する。監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                        | <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>                                                                  |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                        | <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u><br/> 第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>                                 |

| 現 行 定 款                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                              | <u>(監査等委員会規則)</u><br><u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u>                                                                                                             |
| (新設)                                                              | <u>(監査等委員会の議事録)</u><br><u>第38条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>                                                                                    |
| <p style="text-align: center;">第6章 会 計 監 査 人</p> 第43条～第45条 (条文省略) | <p style="text-align: center;">第6章 会 計 監 査 人</p> 第39条～第41条 (現行どおり)                                                                                                                                       |
| <p>(会計監査人の報酬等)</p> 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。           | <p>(会計監査人の報酬等)</p> <u>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>                                                                                                                                         |
| <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> 第47条～第50条 (条文省略)       | <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> 第43条～第46条 (現行どおり)                                                                                                                                             |
| (新設)                                                              | <p style="text-align: center;">附 則</p> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第46期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | すずき のりよし<br>鈴木 教 義<br>(昭和36年7月5日生)   | 昭和57年3月 当社入社<br>昭和62年8月 当社取締役企画室長<br>平成元年7月 当社取締役生産統轄本部長<br>平成3年5月 当社代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>金利精密工業股份有限公司董事<br>鈴木東新電子(香港)有限公司董事<br>鈴木東新電子(中山)有限公司董事                                                                                                                                                          | 424,720株   |
| 2     | よこやま かつと<br>横 山 勝 登<br>(昭和33年8月26日生) | 昭和57年3月 当社入社<br>平成15年1月 当社総務副部長<br>平成19年9月 当社取締役総務部長<br>平成21年9月 当社常務取締役総務部長<br>平成22年7月 当社常務取締役総務部長兼<br>品質保証部管掌<br>平成24年9月 当社専務取締役総務部長兼<br>品質保証部管掌（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>金利精密工業股份有限公司董事<br>PT. SUGINDO INTERNATIONAL取締役                                                                                             | 8,500株     |
| 3     | さくら いのり お<br>櫻 井 範 夫<br>(昭和26年9月2日生) | 昭和45年3月 (資) 鈴木製作所入社<br>昭和49年7月 当社入社<br>平成元年7月 当社コネクター工場長<br>平成7年1月 当社管理統轄本部総務部長<br>平成13年9月 当社取締役総務部長<br>平成17年7月 当社取締役部品製造部長<br>平成21年9月 当社常務取締役金型製造部長<br>兼品質保証部管掌<br>平成22年7月 当社常務取締役金型製造部兼<br>生産システム製造部管掌<br>平成23年7月 当社常務取締役金型製造部<br>管掌<br>平成26年7月 当社常務取締役生産システム<br>製造部管掌<br>(重要な兼職の状況)<br>S & Sコンポーネッツ株式会社代表取締役社長 | 30,000株    |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認決議を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | よしだ しょういち<br>吉田 章一<br>(昭和33年7月28日生) | 昭和57年3月 当社入社<br>平成11年1月 当社管理統括本部経理部長<br>平成16年1月 当社経理部長<br>平成16年9月 当社取締役経理部長<br>平成17年7月 当社取締役経理部長兼総務部管掌<br>平成19年9月 当社常勤監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>S & S コンポーネンツ㈱監査役                                                                                                                                                          | 10,000株    |
| 2     | こばやし いさお<br>小林 勇生<br>(昭和16年7月20日生)  | 昭和45年1月 中野プラスチック工業㈱入社<br>平成3年4月 同社代表取締役社長<br>平成14年1月 アズビル太信㈱代表取締役社長(現任)<br>平成14年9月 当社社外監査役(現任)<br>平成26年6月 中野プラスチック工業㈱代表取締役会長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>中野プラスチック工業㈱代表取締役会長<br>アズビル太信㈱代表取締役社長                                                                                                                                    | 1,000株     |
| 3     | まつもと みつひろ<br>松本 光博<br>(昭和44年5月7日生)  | 平成4年10月 青山監査法人(現あらた監査法人)入所<br>平成8年4月 公認会計士登録<br>平成11年10月 公認会計士・税理士松本会計事務所設立所長(現任)<br>平成17年2月 ㈱ディーセント・コンサルティング設立代表取締役社長(現任)<br>平成20年9月 当社社外監査役(現任)<br>平成26年8月 ㈱放電精密加工研究所社外監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>公認会計士・税理士松本会計事務所 所長<br>㈱ディーセント・コンサルティング代表取締役社長<br>㈱放電精密加工研究所社外監査役<br>鈴木東新電子(中山)有限公司監察人<br>PT. SUGINDO INTERNATIONAL 監査役 | 一株         |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 小林勇生氏および松本光博氏は、社外取締役候補者であります。

3. 上記2氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりです。

(1) 小林勇生氏は、長年にわたり会社経営者として高い実績をあげており、経営に関する豊富な経験と高度な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。

- (2) 松本光博氏は、公認会計士および税理士として財務、会計および税務に精通し、またコンサルティング会社の代表取締役社長として、経営に関する高い知識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。
4. 当社は社外監査役小林勇生氏および同松本光博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、第2号議案「定款一部変更の件」が可決されることを前提に、監査等委員である取締役として、小林勇生氏および松本光博氏が選任された場合には上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、松本光博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| かわべ ゆうすけ<br>河辺 悠介<br>(昭和52年8月15日生) | 平成21年12月 第二東京弁護士会登録<br>平成21年12月 弁護士法人むらかみ入所<br>平成24年2月 長野県弁護士会登録<br>平成24年3月 河辺法律事務所 設立 所長(現任)<br>平成24年9月 当社補欠監査役(現任) | 一株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河辺悠介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 河辺悠介氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識・経験等が当社の監査・監督に有効であると期待したためであります。
- なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 当社は、河辺悠介氏との間で、第2号議案「定款一部変更の件」が可決されることを前提に、同氏が監査等委員に就任した場合には会社法第427条第1項の規定に

基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

#### **第6号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成21年9月25日開催の第40期定時株主総会において、年額2億2千万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、改正会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、また昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、現在の取締役の報酬等の額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、年額2億円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきます。また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

なお、現在の取締役は8名であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となる予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### **第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

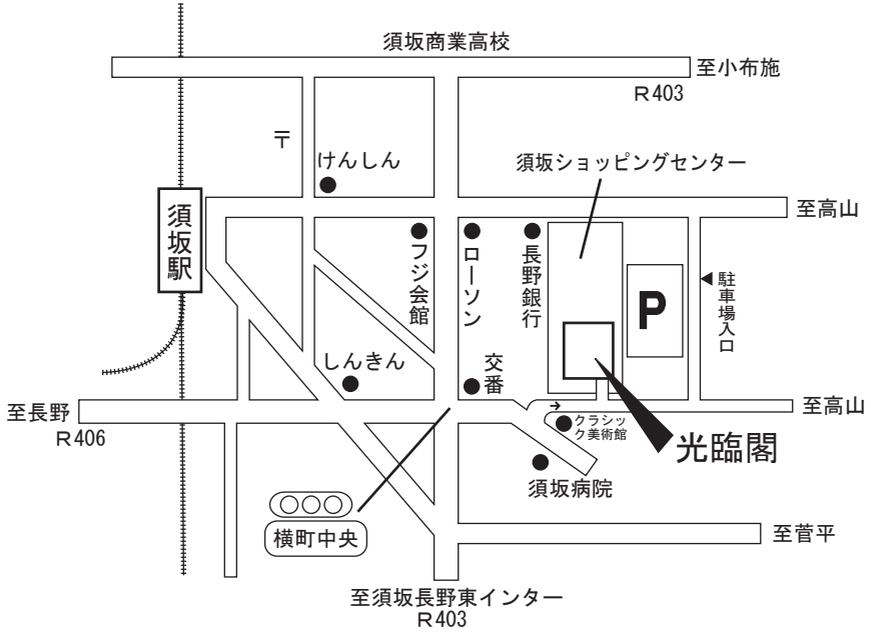
当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行することから、改正会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、また昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額4千万円以内と定めること、ならびに監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



会場 長野県須坂市大字須坂344番地 1  
須坂ショッピングセンター内3階 光臨閣